

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2379号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



# 全国町村長大会ひろく

全国町村長大会は、11月28日、東京・渋谷のNHKホールで、全国から参集した町村長と町村会関係者等約3,200名が出席して開催された。

大会は町村が住民に最も身近な基礎的自治体として一層重要となる役割を果たすため、町村長の総意を結集して、当面する課題を認識しあい、一層団結を強めて、課題の解決促進をはかるうというもの。

7項目の決議、6項目の特別決議と市町村合併に関する緊急決議及び45項目の大会要望を満場一致で採択。小泉内閣総理大臣、衆参両院議長等はじめ国会議員など311名の来賓も出席した。

## 全国町村長大会特集 目次

■	<u>地方分権の推進・地方税財源の充実などを決議</u> .....	3
■	<u>全国町村会長あいさつ</u>	
	全国町村会長 <b>山本文男</b> 地方税源の強化と地方交付税の総額確保を .....	4
■	<u>来賓あいさつ</u>	
	内閣総理大臣 <b>小泉純一郎</b> 21世紀に向かって日本が発展する基盤づくりを .....	6
	衆議院議長 <b>綿貫民輔</b> 地域主導の行政システムの一層の推進を .....	8
	参議院議長 <b>井上裕</b> 活力ある地域社会の実現に全力を尽くす .....	9
	総務大臣代理 総務副大臣 <b>小坂憲次</b> 地方税財源の充実確保に努める .....	10
	農林水産大臣 <b>武部勤</b> 都市と農山漁村が共生、対流できる地域社会の構築を ...	12
	環境大臣 <b>川口順子</b> 山積する環境問題に全力で取り組む .....	13
	全国町村議会議長会会長 <b>安原保元</b> 町村の諸問題解決のため積極的な活動を展開 .....	15
■	<u>大会来賓氏名</u> .....	16
■	<u>決議・特別決議・緊急決議 = 田中副会長朗読</u> .....	18
■	<u>宣言 = 齋藤副会長朗読</u> .....	19
■	<u>提案理由の説明 = 宮城行政部会長・衛藤財政部会長・唐沢経済農林部会長</u> .....	20
■	<u>司会者・議長団の各役員</u> .....	22
■	<u>閉会あいさつ = 藤本副会長</u> .....	22
■	<u>全国町村長大会要望</u> .....	23

## 全国町村長大会

# 地方分権の推進、地方税財源の充実などを決議

全国町村長大会は、十一月二十八日、正午から東京・渋谷のNHKホールで、全国二千五百五十二の町村長と各都道府県町村会関係者および小泉内閣総理大臣、綿貫衆議院議長、井上参議院議長、関係各省大臣など約三千二百人が出席して開催された。

大会は青木國太郎(東京都日の出町長)、西平秀夫(石川県田鶴浜町長)、富永清次(熊本県菊陽町長)の各氏の司会で進められ、はじめに山本文男(全国町村会会長、福岡県添田町長)



があいさつに立ち、我々町村長は、山積する困難な課題を真正面から受け止め、地方行政の最前線で地域社会の発展と住民の付託に応えるため、そして地域を良くすることがこの国を良くする、という信念に基づいて努力することを誓つとあいさつ。

続いて来賓あいさつに移り、綿貫衆議院議長、安原全国町村議会議長、泉内閣総理大臣は「改革なくして成長なし。新しい変化の時代にそれぞれが対応できるような体制をとって

たい」旨の提案があり、山本会長の発声で万歳を三唱、その返礼に小泉総理の発声で日本の発展と各町村、地域の発展を祈念して万歳が三唱された。

続いて井上参議院議長、総務大臣代理・小坂総務副大臣、武部農林水産大臣、川口環境大臣がそれぞれあいさつ。このほか衆参両院の国会議員三百六名(代理を含む)を来賓に迎え、本人出席者を事務局から紹介した。

ついで大会議長団に鹿野文永(宮城県鹿島台町長)、針ヶ谷昭夫(群馬県板倉町長)、服部忠行(三重県菟野町長)、水谷岩雄(兵庫県山東町長)、丸山勇三(愛媛県双海町長)の五氏を選出し、議事に入った。

いくことが重要である。皆様方のお力をお借りしながら、二一世紀に向かって日本が発展する基盤をつくるため、一生懸命努力するので格別のご支援、ご協力をお願いする」と述べた。

ここで山本会長から「小泉総理に構造改革を推進していただくため、激励の万歳を行い

長)の三氏が行い、それぞれ各議案の問題点や改善方策などについて政府の施策の推進を強く訴えた。

これを受けて田中幸雄副会長(岐阜県垂井町長)が決議、特別決議、緊急決議を朗読、満場一致で決定され、さらに四五項目にわたる大会要望も一括採択された。

続いて本大会の意義を明らかにするため齋藤和夫副会長(茨城県関城町長)が、「我々町村長は、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らを律し、地域に暮らす住民と次代を担う子や孫たちが、夢を語ることのできる希望に満ちた地域づくりに邁進する」と宣言を朗読、満場の拍手で採択、決定された。

本大会の議案について山積する町村行財政をめぐる諸問題のうち、大会運営委員会で決定した「地方税財源の充実強化」など七項目の決議案、「地方分権の推進」など六項目の特別決議案および「市町村合併に関する緊急決議案」を一括付議。これらの提案理由は宮城篤実行政部会長(沖縄県嘉手納町長)、衛藤龍天財政部会長(大分県久住町長)、唐沢彦三(経済農林部会長、長野県小布施町

これらの決議、要望を実現するための実行運動方法については、全国町村会に設置する政府予算対策本部を中心に有効適切な方法で行うこと、また町村長は各都道府県ごとに、関係の深い国会議員や政府要路に対して実行運動を行うことを決めた。

最後に藤本道生副会長(岡山県和気町長)が閉会のあいさつを述べ、同副会長の発声で全国町村長大会の万歳を三唱。一時三十分で全日程を終了した。

会長あいさつ

# 地方税源の強化と 地方交付税の総額確保を

本日ここに、全国町村長大会を開催いたしましたところ、小泉内閣総理大臣、綿貫衆議院議長、井上参議院議長を始め関係大臣及び国会議員の諸先生方並びに、全国町村議会議長会会長におかれましては、政務極めてご多端の折にもかかわらず御臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長各位におかれましては、本大会のため遠路ご参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

始めに、本年九月に米国で発生した同時多発テロ事件におい



全国町村会長 山本文男

て、日本人を含む多くの尊い人命が失われました。犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、小泉内閣総理大臣をはじめ政府におかれましては、一日も早い平和な国際社会の回復に、ご尽力頂きますようお願い申し上げます。私も町村長といたしましても、惜しみない協力をする所存でございます。

さて、二一世紀の幕開けを迎えた本年、全国町村会はお陰様をもちまして創立八十周年を迎えました。

本会は、大正十年、全国の

一一、〇〇〇余の町村長の代表六〇〇余名が参集して発足し、昭和二十二年の地方自治法の施行等を経て、戦後半世紀余りの年月を重ねて参りましたが、その間、町村自治をとりまく環境は、大きな変化を遂げ今日に至っております。

申し上げるまでもなく、現在のわが国は、停滞を続ける経済や、深刻な雇用環境の悪化など先行きの不透明な状況が、人々の心にも暗い影を落とし、新世紀のスタートを弾みをもって駆け出したとは言えない状況にあります。

さらに、国・地方を通ずる有機的な財政状況を背景とした地方歳出の抑制や、市町村合併にみられるような自治体の再編論議に接し、町村を取り巻く環境が、かつてないほど厳しい状況にあることを痛感せざるを得ません。

このような状況の中、国土の七割を占める農山村地域に存在する二、五五二の町村は、食料の供給、水資源の涵養、自然環境の保全、人材の交流・輩出など、重要な国家的役割を果たしておりますが、その現状は、過

疎・高齢化が進行し、このままでは国土の維持管理能力が低下し、国家の将来に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

小泉総理大臣がおまとめになられた「骨太の方針」は、「地方活性化のため」として、「都市と農山漁村の共生と対流」の重要性を掲げています。

都市と地方を対立の構図で捉えるのではなく、それぞれが持たざる機能や果たし得ない役割を互いに補い、共生する関係を保ちつつ、対流を一層推進することが求められております。

ところで、昨今、財政状況の著しい悪化等を背景に理念や目的を何ら示すことなく、市町村合併が強力に推進されております。それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化、風土や自然的・地理的条件等が異なっており、合併は将来にわたる町村のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすことがらでありますので、関係町村の自主的な判断を尊重し、市町村合併を強制しないよう関係方面に強く要望しているところであります。「骨太の方針」が掲げる地方の「自立」と「活性化」を実現させるためには、

都道府県も含めた地方全体の再編を検討し、国と地方のあるべきすがたを国民に示すべきであると考えます。

一方、少子高齢化社会の到来は、膨らみ続ける老人医療費にみられるように、医療制度の将来に待ったなしの改革を迫っております。二一世紀における安定的な医療の提供及び負担と給付の公平化のため、すべての国民に通じた医療制度の一本化、段階的措置として財政の一本化を早急を実現させる必要があります。全国町村会では、このたび、「医療改革に関する意見」を日本医師会と連携してとりまとめたところであります。医療保険制度の健全な運営は、決して破綻させてはならないセーフティネットとして極めて重要であります。

また現在、国会において審議されている地方自治法等の一部を改正する法律案には、住民監査請求制度の審査手続きの充実とともに、損害補償等の被告を町村長や職員「個人」から「執行機関」にすることが含まれております。仄聞するところによりますと、本法律案は、今国会

においてなお、成立の目処が立っていないとのことであり、す。

我々町村長といたしましても一日も早い法案の成立を熱望するところであります。

来月下旬には平成十四年度政府予算編成の時期を迎えることとなります。明年度の地方財政を巡る環境は、わが国経済の引き続く低迷等により、大変厳しい状況であり、地方税収が落ち込むことが予想されます。国から地方への税源移譲等による地方税源の強化と、町村にとつてかけがえのない財源である地方交付税の総額確保を強く求めるものであります。

我々町村長は、山積する困難な課題を真正面から受け止め、地方行政の最前線で地域社会の発展と住民の付託に応えるため、そして、何よりも地域を良くすることがこの国を良くするという信念に基づいて懸命に努力することをここに誓うものであります。

終わりに臨み、本大会が所期の成果を収めますよう、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。



来賓あいさつ

# 21世紀に向かって 日本が発展する基盤づくりを

本日はこうして盛大に大会が行われましておめでとうございます。

また、日頃から皆さま方は、一番身近に住民の方と接せられ、福祉の向上あるいは地域の発展にご尽力されているご努力に心から敬意を表したいと思えます。

小泉内閣が発足してから私は、構造改革、特に民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、この基本方針の下にいかにかに経済を活性化させるかということに腐心しており、民間や地方の創意工夫や知



内閣総理大臣 小泉純一郎

恵をお借りし、また活用することによって日本全体を活力ある社会にしたいからでございます。

官民の役割分担ということが盛んに言われております。官業と民業、この役割をもつと見直そうではないかと。同時にもう一つ大事なことは、国の役割と地方の役割、これも見直す必要があると思えます。いわば、地方分権、地方主権。今後、この問題も構造改革の一環として大変重要なものであると認識しております。

私は、地方の皆様方それぞれ

が住んでみたい町にしたい。あるいは、よそからもあそこの地域に行ってみたい。そういう地域にしたい。住んでいる方が誇りに思えるような町や村にしたい。そういう意欲を持つて地方発展のために取り組まれることがこれまた特色ある地方づくり、国全体の発展に大変重要な視点であると思えます。

ともかく、改革なくして成長なし。新しい変化の時代にそれぞれが対応できるような体制をとっていくことがいかに重要であるかということだと思えます。

微力ではございますが、皆様方のお力をお借りしながら、いかに二一世紀に向かって日本が発展する基盤をつくるか、このことにつきましても一生懸命努力したいと思えますので、今後とも皆さん方の格段のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

終わりに、皆様方のご健勝と益々のご発展を祈念申し上げます。ご挨拶に代えさせていただきます。



来賓あいさつ

# 地域主導の行政システムの一層の推進を



衆議院議長 綿貫民輔

本日ここに全国町村長大会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃地方自治の発展と住民福祉の向上のため、不断の努力を続けておられる全国の町村長の皆様方に対し、心から敬意を表する次第であります。

我が国の地方行政は従来の中央主導の画一的な行政システムから、地域主導の個性的な行政システムへと移行してきております。その一層の推進に向けて、行政改革や行政の透明性の確保、住民参加の充実などを図り、社会に活力と発展をもたらすことが地方自治に課せられた大きな責務であります。

地方自治体には、高齢化社会や悪化する地方財政、過疎化など重要な問題が山積しております。町村行政の責任者である皆様方には、住民の信頼に応えるため、こうした諸問題に的確かつ有効な対策を講ずることが求められております。その職責はますます重要な物となっております。

ご列席の皆様方におかれましては、本大会を契機に決意を新たにされ、住民が誇りと愛着を持ち、健やかで生き甲斐を実感できる地域社会を実現するため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。



来賓あいさつ

# 活力ある地域社会の実現に 全力を尽くす



参議院議長 井上 裕

全国町村長大会の開催にあたりまして、参議院を代表いたしまして一言、挨拶を申し上げます。

本日ご列席のみなさまは、地域住民に最も身近な自治体である町村におきまして行政の最高の責任者として、地域住民のため日々ご尽力を頂いております。皆様方の並々ならぬご労苦にたいし、中心より敬意を表する次第であります。

私自身かつて県議会議員といたしまして、地方自治に携わった経験を有しております。これまでその経験を国勢に反映させてまいりよう努力してまいりました。

参議院といたしましても関係委員会の審議を通じまして活力ある地域社会の実現のため引き続き全力を尽くしてまいりる所存であります。

終わりに本日の大会のご成功と全国町村会の一層のご発展、またあわせまして本日ご列席の皆様方のご健勝を心より祈念いたしましてご挨拶いたします。

来賓あいさつ

# 地方税財源の 充実確保に努める



代理大臣 小坂 憲次  
総務大臣 副大臣

ご紹介を賜りました総務副大臣の小坂憲次でございます。

本日は、片山総務大臣が親しくご挨拶を申し上げ、皆様のご意見を聞かせていただき、これから共に頑張ってまいりたい決意を申し上げるべきでございますが、参議院の本会議が三十分以上延びておりまして、いまだに出ることができません。急遽、私が飛んで参りまして皆さんにご挨拶を申し上げますことになりましたが、ひとつ寛容をお願いを申し上げたいと存じます。

本日は、全国町村長大会におきまして、各地より公務それぞれ

れご多端の中、このように盛大にお集まりになりました大会が開催されますこと、まずもって心からお祝いを申し上げたいと存じます。

日頃は、総務省の行政全般にわたりまして、町村長の皆様には多大なご理解とご協力を賜っておりまして、この機会に改めて心から感謝を申し上げます次第でございます。

小泉内閣が発足いたしました半年、経済財政の構造改革の道筋につきまして経済財政諮問会議において様々な議論がなされており、会議では自立した

国・地方の関係を確立するとの観点に立ちまして、地方行政に対する国の関与の限定・縮小と併せて、地方が自らの選択と財源で効率的に施策が推進できる方向に見直すことが基調とされているわけであり、

我々といたしましても、この方向に沿いまして八月三十日には、「平成十四年度に向けての政策推進プラン」、「片山プラン」と私どもは呼んでおりますが、このプランを発表させていただきました。

一つは、地方税中心の歳入構造への改革、また二番目に、地方交付税の改革、地方財政計画の改革、地方道路財源の充実。そして、地方財政の構造改革。また、地方行財政運営の効率化と透明化へ向けた改革等を盛り込んでいくわけであり、地方公共団体がより自立的な行財政運営を行うためには、地方への税源移譲も含めた地方税源の充実が必要であります。当面、固定資産税の安定的な確保に努めるとともに、都道府県税財政の安定化が町村にとりましても重要であるとの観点から、都道府県の基幹税であります法

人事業税の外形標準課税への導入に向けて、柔軟に対応しながら全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、ゴルフ場利用税や特別土地保有税についても様々な論議がありますが、現下の厳しい税財政状況の下、これらの税制を堅持することが必要であると考えております。

地方交付税のあり方に関しましては、様々な論議があるわけでありますが、交付税の総額というものは、一律にカットするというような性格のものではないと思いますので、これにつきましては、それぞれの地方公共団体の財政需要というものを勘案しながら、必要な総額の確保に向けて更に努力を進めてまいりたいと考えております。

また、E ガバメントの推進に向けてまして、私どもも取り組んでおるわけでありませうけれども、各自治体の皆さんにおかれましては、過日、郵政官署法というものが通りまして、ワンストップ行政がそれぞれ実現できるようにいたしました。最寄りの郵便局が窓口となって住民の皆

さんへのサービスの充実に努めてまいりたい。このように考えておりますので、この点につきましても、町村長の皆さんのご理解を賜りたいと思っております。

また、いよいよ平成十七年の三月が期限となります市町村合併の特例法の期限が迫ってまいりました。残すとことあと三年半となってまいりましたけれども、この市町村合併につきましても、自主的な合併に向けての協議を進めていただきまして、住民の発議に基づく町村合併の推進をお願いするため、今、全国をシンポジウムで回らせていただいておりますが、市民を含めてのご理解を賜りますようにこの場を借りて重ねてお願いを申し上げます。

本日の大会の決議、特別決議の趣旨に対しまして、私どもも総務省としてなお一層の努力をしております。どうぞ、引き続きご理解とご協力を賜りますように、まげて高いところの席ではございますが、お願いを申し上げます。片山総務大臣の挨拶とさせていただきます次第でございます。本日は誠にありがとうございます。



来賓あいさつ

# 都市と農山漁村が 共生、対流できる地域社会の構築を

ご紹介いただきました農林水産大臣の武部勤でございます。

牛の価格が暴落して大変心を痛めておりますが、町村長さん方には農林水産行政はもとより、このたびのBSE感染牛発生以来、大変なご迷惑をおかけいたしております。同時にそれぞれ現場でご苦勞頂きながら私どもにも対しまして多大なご協力を頂いておりますことをまず心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

BSE感染牛発生に対する責任追及の毎日でございますが、今やらなければならぬことを徹底してやるという決意でがんばっておりますので、これから



農林水産大臣 武部 勤

もどうぞよろしく願っています。現在の我が国の検査体制は世界で一番高い水準であり、安全な牛による食肉しか出回らないようになっておりますので、消費拡大にも是非ご協力を願いたいと思います。

私も農林水産省も小泉改革の先陣を切って農林水産業の構造改革と農山漁村の新しい可能性を切り開くために、「むらづくり新プラン」などいろいろな政策を掲げております。農林水産業は人の生命、健康に関わる極めて重要な役割を果たしております。同時に環境保護、人と自然との共生といった面から

も、今後はおいしい水、きれいな空気、美しい自然などを都市のみなさんにも提供できないか、都市と農山漁村の対立が色濃くなっている昨今でありますけれども、大和の国らしく都市と農山漁村が共生、対流できるそういう地域社会を構築できないかと思っております。

公共事業のあり方については環境創造型の事業に大転換していこうと様々な改革案を提示しております。また米の政策におきましても抜本的な見直しの道筋がついたと思っております。三十年間続いた面積による生産調整、これを数量に切りかえていくことを具体化してまいりますので、町村長さん方のご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

私も「森と海は命のふるさと」ということを掲げております。これから食料の安定供給と美しい国づくりに向けて、私は小泉内閣の一員としてリーダーシップをとってまいりますので、町村長さん方におかれましてもそれぞれの地域で元気を出してがんばっていただきますように、皆様方のますますのご健勝、ご発展を祈念いたします。私の挨拶といたします。

来賓あいさつ

# 山積する環境問題に 全力で取り組む

環境大臣の川口順子でございます。私は日頃より全国の町村長の方々の環境面における様々な工夫に充ち満ちた取り組みに非常に敬意を表しているところでございまして、昨年の七月に閣僚になりまして以降、お目にかかせていただいた町村長の方々と話をさせていただく過程で非常に多くのことを学ばせていただきました。日頃より環境行政に多大なご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、二一世紀は「環境の世紀」と言われております。地球温暖化のような地球規模の問題から廃棄物問題のような身近な問題まで、今日、実に様々な環境問題が山積しております。中でも地球温暖化問題は、我が国だけの問題にとどまらず、全人類の存続に関わる重要な問題です。

先日モロッコで行われた第七回締約国会議(COP7)において、京都議定書の運用ルールについての合意が得られ、京都議定書の発効に向け大きく前進いたしました。

政府といたしましては、今回の焼却炉に係るダイオキシンの排出規制は、来年十二月から強化されることになっております。環境省としても、補助金の確保に最大限の努力をしておりますので、各町村においては、焼却施設の設備強化をすすめ、万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

また、もう一つの頭の痛い問題、不法投棄問題については、廃棄物処理法の改正により、本年四月から罰金が最大一億円に強化されるなどしました。

環境省としましては、この十



環境大臣 川口 順子

のCOP7の結果を受け、二〇〇二年の京都議定書締結に向けた準備を本格的に開始し、今後、国内制度の構築に全力で取り組んでまいります。

各町村におかれましては、自ら庁舎の省エネ化や低公害車の導入等にお取り組みいただくとともに、住民の方々に対して普及啓発活動を積極的に行うだけであれば幸いです。

廃棄物問題においては、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシンや不法投棄が大きな問題となっております。

月に新設された地方環境対策調査官制度を活用するなどして、不法投棄の摘発の強化に取り組み、皆様にも不法投棄の防止と摘発の強化に更なる御協力をお願いいたします。

この他にも、自動車の排ガス問題、水質汚濁問題、環境ホルモンなどの化学物質問題、自然との共生など、実に様々な環境問題が存在します。

これら多くの課題に対応するため、環境省は今年一月の省庁再編により省に昇格いたしました。これも国民の皆様からの環境行政に対する期待の現れであり、我々としても身の引き締まる思いでございます。

その期待に応えられるよう、全職員が一丸となって課題の解決に取り組む所存ですが、これらの課題の真の解決には、国民そして各町村を始めとする自治体の皆様の協力が不可欠です。

各町村における、課題の解決に向けた積極的な取り組みとともに、環境行政における皆様の更なる御協力をお願いいたします。そして私の挨拶とさせていただきます。



来賓あいさつ

# 町村の諸問題解決のため 積極的な活動を展開

本日ここに、全国町村長大会がくも盛大に開催されるにあたり、全国の町村議会議長を代表して、一言お祝いのご挨拶を申し上げます。

まず始めに、本日お集まりの皆様方におかれましては、それぞれの町村長として重責を担われ、地域社会の発展と住民福祉の向上に日夜献身的に取り組んでおられますことに對し、心から敬意を表します。

さて、ご案内のとおり私も地方自治関係者にとりまして長年の悲願でありました地方分権は、昨年四月一日、「地方分権一括法」の施行という形で一つの実を結んだところであります。

しかしながら、分権改革は国の関与の廃止・縮小に主眼が置かれたものであり、地方分権を有効あるもの



全国町村議会議長会会長 安原保元

とするため、国と地方の新たな役割分担に対応した事務事業の見直しと、地方税財政制度の確立は不可欠であり、今後の地方分権改革推進会議の調査審議に大いに期待するものであります。

もちろん、自治体にある者として、真の分権型社会の担い手にふさわしい地方行政体制を確立してゆくべきことは言うまでもないことであり、私も、地方分権時代に対応した議会の活性化に向けて、鋭意取り組んでいるところであります。

一方、政府・与党においては、市町村合併を一層推進するため、合併特例市の人口要件の緩和、住民投票制度の導入、税財政上の優遇措置の拡大等を進めてきていることは、ご案内のとおりであります。

全国二千五百五十二の町村は、それぞれに異なつた歴史・文化・生活習慣や地理的条件等を有しており、市町村合併は将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であることから、決して国や都道府県が強制的に進めるべきものではなく、「自己決定・自己責任」の原則の下、関係市町村と住民とが十分に議論を尽くし、自主的に行うべきものであると考えます。

本会としても、去る十一月十四日、「第四十五回町村議会議長全国大会」を開催し、市町村合併、地方分権の実現、地方税財源の確保等について特別決議等を採用し、町村が当面する諸問題解決のため、決意を新たに強力な実行運動を展開したところであり、本日のこの大会による皆様方の力が我々の運動と連動し、大きな動輪として逞しく動きだしますならば、これほど力強いものはないと存じます。

私も、皆様方、執行機関と立場の違いはありますが、同じ住民の代表として、それぞれの町村の発展のため互いに協力し、かつ切磋琢磨し合いながら、町村が当面する諸問題の解決に向け、今後とも積極的な活動を展開して参りたいと存じます。

終りに、この大会が多くの成果を挙げられ、また、全国町村会の今後益々のご発展と、ご出席の皆様方のご健勝、ご活躍を心からお祈り申し上げます。ご挨拶といたします。

# 全国町村長大会来賓氏名

十一月二十八日に開催された全国町村長大会には、次の国会議員(来賓あいさつをされた内閣総理大臣、衆参両院議長等を除く)の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は三〇六名(本人出席者七二名、衆議院議員四九名、参議院議員三三名、代理出席者二三四名、衆議院議員一五七名、参議院議員七七名)、他一名でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(敬称略・順不同)

## 本人出席者

(衆議院議員)

(四九名)

(小選挙区)

金田英行 北海道  
鉢呂吉雄 "  
鳩山由紀夫 "  
伊藤信太郎 宮城  
大石正光 "  
二田孝治 秋田  
小淵優子 群馬  
小島敏男 埼玉  
山口泰明 "  
森 英介 千葉  
稲葉大和 新潟  
瓦 力石 川  
高木 毅 福井  
松宮 勲 "  
後藤茂之 長野  
棚橋泰文 岐阜  
望月義夫 静岡  
岩永峯一 滋賀  
小西理 "

菱田嘉明 京都  
大谷信盛 大阪  
中馬弘毅 "  
谷 洋一 兵庫  
山口 壯 "  
田野瀬良太郎 奈良  
栗屋敏信 広島  
平岡秀夫 山口  
木村義雄 香川  
山本有二 高知  
麻生太郎 福岡  
北村誠吾 長崎  
金子恭之 熊本  
岩屋 毅 大分  
衛藤征士郎 "  
徳田虎雄 鹿児島  
徳田典典 東北  
岩國哲人 東京  
桑原 豊 北信越  
橘 康太郎 "  
穀田恵二 近畿  
林省之介 "

藤木洋子 近畿  
西田 司 四国  
春名真章 "  
小沢和秋 九州  
川内博史 "  
下地幹郎 "  
西川京子 "  
市川一朗 宮城  
阿部正俊 山形  
吉田博美 長野  
大野つや子 岐阜  
河本英典 滋賀  
西田吉宏 京都  
宮本岳志 大阪  
服部三男 奈良  
松岡満壽男 山口  
高橋紀世子 徳島  
真鍋賢二 香川  
山内俊夫 "  
田村公平 高知  
松山政司 福岡

(参議院議員)

(二三名)

## 代理出席者

(衆議院議員)

(一五七名)

(小選挙区)

仲道俊哉 大分  
小齊平敏文 宮崎  
有村治子 比例  
岩佐恵美 "  
風間 昶 "  
久世公堯 "  
近藤 剛 "  
林 紀子 "  
森元恒雄 "  
安原保元  
全国町村議会議長会会長

(その他)(一名)

鎌田さゆり 宮城  
野呂田芳成 秋田  
村岡兼造 "  
遠藤武彦 山形  
加藤紘一 "  
鹿野道彦 "  
近岡理一郎 "  
佐藤剛男 福島  
大畠章宏 茨城  
梶山弘志 "  
中村喜四郎 "  
丹羽雄哉 "  
額賀福志郎 "  
葉梨信行 "  
佐藤 勉 栃木  
西川公也 "  
茂木敏充 "  
渡辺喜美 "  
笹川 堯 群馬  
佐田玄一郎 "  
福田康夫 "  
谷津義男 "  
武正公一 埼玉  
土屋品子 "  
三ツ林隆志 "  
水野賢一 千葉  
石川要三 東京  
甘利 明 神奈川  
江崎洋一郎 "  
大石尚子 "  
小此木八郎 "

河野太郎 神奈川  
堀内光雄 山梨  
近藤基彦 新潟  
筒井信隆 "  
吉田六左門 "  
森 喜朗 石川  
牧野隆守 福井  
羽田 孜 長野  
宮下創平 "  
村井 仁 "  
金子一義 岐阜  
古屋圭司 "  
武藤嘉文 "  
原田昇左 静岡  
浅野勝人 愛知  
大木 浩 "  
海部俊樹 "  
山本明彦 "  
川崎二郎 三重  
中川正春 "  
藤波孝生 "  
谷垣禎一 京都  
竹本直一 大阪  
松浪健四郎 "  
井上喜一 兵庫  
渡海紀三朗 "  
宮本一三 "  
奥野誠亮 奈良  
滝 実 "  
森岡正宏 "  
岸本光造 和歌山

谷本龍哉 和歌山  
二階俊博 "  
相沢英之 鳥取  
石破 茂 "  
亀井久興 島根  
竹下 亘 "  
逢沢一郎 岡山  
橋本龍太郎 "  
平沼赳夫 "  
村田吉隆 "  
池田行彦 広島  
岸田文雄 "  
中川秀直 "  
増原義剛 "  
宮澤洋一 "  
安倍晋三 山口  
高村正彦 "  
山口俊一 徳島  
大野功統 香川  
平井卓也 "  
山本公一 愛媛  
中谷 元 高知  
福井 照 "  
太田誠一 福岡  
古賀正浩 "  
自見庄三郎 "  
山崎 拓 "  
山本幸三 "  
渡辺具能 "  
今村雅弘 佐賀  
保利耕輔 "





## 決 議

1. 地方税財源の充実強化と町村財政基盤の確立を期する
1. 安全で魅力ある地域づくりの推進を期する
1. 地域を支える人づくりの推進と健やかに子供を  
生み育てる環境づくりの推進を期する
1. 農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を期する
1. 高齢社会に即応した保健福祉施策の推進を期する
1. 生活環境施設整備の推進を期する
1. 北方領土の早期返還と竹島の領土権確立を期する

## 特 別 決 議

1. 町村が自主的、自立的な施策を展開できる地方分権の推進を期する
1. 分権時代に相応しい地方税・地方交付税等の地方一般財源の確保を期する
1. 道路特定財源の確保を期する
1. 医療保険制度の一本化の実現を期する
1. 新たな農林水産基本三法に即した諸施策の着実な推進を期する
1. IT革命に対応した情報化施策の推進を期する

## 市町村合併に関する緊急決議

少子高齢化の進展、多様化する住民ニーズ、地方分権の推進、危機的な財政状況等への対応から市町村合併の推進が大きな課題として取り上げられている。

しかしながら、それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や自然的・地理的条件等が異なっており、



大会決議を朗読する田中副会長（岐阜県垂井町長）

市町村合併は地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項であるので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要である。

よって国及び都道府県は、市町村合併について、地域住民の意思を十分に尊重するとともに、下記事項に十分留意の上、強制することのないよう強く要請する。

### 記

1. 将来の地方公共団体のあり方を含めた市町村合併の理念と目的を明確にすること。
2. 市町村合併の理念や目的を明確にすることなく数値目標を設定しないこと。
3. いかなる形であれ合併を強制しないこと。
4. 市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

以上、決議する。

## 宣 言

停滞を続ける経済、未曾有の財政危機、混迷を続ける国際社会、わが国を取り巻く国内外の情勢は、いま、国民の心情に暗い影を落としている。

過疎化・少子高齢化の一層の進行や地方分権の進展、加速する自治体再編の動きは、現下の厳しい財政事情と相まって、今後の町村自治のあり方を根底から問う段階に至っている。

戦後の再出発から半世紀余りが経過したいま、過去の歪みをただす「構造改革」は、21世紀を希望の世紀とし、わが国が再び活力を取り戻すためにも避けて通ることのできない課題である。

このような状況の中、わが国の農山村地域には、山間部や離島、大都市の隣接部に至るまで、2,552の町村が存在し、食料の供給、水資源の涵養、自然環境の保全など重要な役割を果たしている。

我々町村の果たす公益的な役割に鑑みると、都市と地方を対立の構図で捉えることなく、互いに補完し、共生する関係を保ちつつ、対流を一層推進することが重要である。

直面する危機を好機と捉え、真の「改革」と「再



大会宣言を朗読する齋藤副会長（茨城県関城町長）

生」に向けた努力が、いま求められている。

我々町村長は、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らを律し、地域に暮らす住民と次代を担う子や孫たちが、夢を語ることのできる希望に満ちた地域づくりに邁進することを、ここに宣言する。



## 自主的・自立的な施策を展開 できる地方分権の実現を

私からは、七項目の決議について提案理由を簡単に説明いたします。

初めに、「地域を支える人づくりの推進」と健やかに子供を生み育てる環境づくりの推進」であります。

社会経済情勢が著しく変化する中であって、潤いと活力に富んだ魅力ある地域を建設するために、「人材の育成」は、現下の最重要課題の一つであります。わが国の将来を見据えた「地域を支える人づくり」のため、各種施策の充実に要望するものであります。

次に、「高齢社会に即応した保健福祉施策の推進」であります。高齢社会の進行に伴い、高齢者の生きがいと健康づくり等の



行政部会長 沖縄県嘉手納町長  
宮城 篤実

## 地方税財源の充実強化と 町村財政基盤の確立を

私からは、四つの決議等について提案理由をご説明いたします。

第一は、「地方税財源の充実強化と町村財政基盤の確立」についてであります。

町村は、これまでの景気低迷による税収の落ち込みや、景気対策に伴う借入金急増及び赤字地方債を発行するなど極めて厳しい財政状況の下で、地方分権の実現に向け、各般の政策課題を着実に果たす役割が求められております。

このため、町村財政基盤を強化することが急務であり、国に強く訴えたいと存じます。

第二は、「安全で魅力ある地域づくりの推進」についてであります。



財政部会長 大分県久住町長  
衛藤 龍天

## 農林漁村の振興と活力 ある農山漁村の建設を

私からは、二つの決議についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、はじめに「農林漁業の振興と活力ある農山漁村の建設を期する」についてであります。

農林漁業及び農山漁村は、国民食料の安定供給、美しく安全な国土・環境の保全、都市住民に対する潤いと安らぎの場の提供など、国民生活にとって重要な役割を果たしておりますが、近年、担い手の減少、農林水産物の輸入の増加、農林地の管理の粗放化などが急速に進行しております。

このような厳しい状況に対応し、農林漁業の体質強化と活力ある農山漁村の建設をはかるためには、担い手の育成・確保や



経済農林部会長 長野県小布施町長  
唐沢 彦三

ため、各種施策を着実に実施することが必要であります。関連施設の整備やマンパワーの確保等のための財源の充実を強く要望するものであります。

三番目に、「生活環境施設整備の推進」についてであります。

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会の実現のため、排水処理施設等の必要事業量の確保を強く要望するものであります。

四番目は、「町村が自主的、自立的な施策を展開できる地方分権の推進」について申し上げます。

真の地方自治を確立するため、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図り、地方分権をさらに強力に推進するよう求めるものであります。

五番目は、「医療保険制度の一本化の実現」についてであります。

国民皆保険制度のもとで、二一世紀における安定的な医療の享受及び負担と給付の公平化のため、全ての国民を通じた「医療保険制度の一本化」を早急に実現するよう強く要望するものであります。

六番目は、「IT革命に対応した情報化施策の推進」についてであります。

情報化への対応は、行政内部のみならず住民サービス向上のためにも一層、強力かつ迅速に行う必要があります。

最後に、「市町村合併」についてであります。地域住民の意思を十分に尊重するとともに、合併を強制することのないよう緊急決議として強く要望するものであります。

以上七点について、満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

危機管理体制の整備が求められる中、各種災害から、住民の生命、財産などを守り、安全で住みよい地域社会を形成するとともに、それぞれの特性を活かした独自の魅力ある地域づくりの推進をはかることは、我々町村長の基本的な政策課題でありますので、国の強力な支援を要望するものであります。

第三は、特別決議の「分権時代に相応しい地方税・地方交付税等の地方一般財源の確保」についてであります。

分権型社会を支えるため、町村の自主財源が必要であります。

このため、国から地方への税源移譲等による地方税源の充実、地方交付税の総額確保等、地方一般財源の確保が安定的に図られるよう強く求めるものであります。

第四は、「道路特定財源の確保」についてであります。

遅れている地方道を整備し、住民生活の活性化や地域産業の振興を図るためには、是非とも道路特定財源を確保していく必要があります。このため、国に対し強く要望するものであります。

以上、四点について、満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

経営安定のための対策の一層の強化、若者が定住しやすい農村生活基盤の整備など農林漁業・農山漁村対策の一層の充実・強化をはかることが必要であります。

次に、新たな農林水産基本三法に即した諸施策の着実な推進を期するについてであります。

農林漁業をめぐる情勢の変化に対応するため、一昨年七月に「食料・農業・農村基本法」が、また、本年六月には、「森林・林業基本法」及び「水産基本法」が制定され、農林水産業の持続的かつ健全な発展、農業及び森林の有する多面的機能の発揮、食料の安定供給、農山漁村の振興といった新たな理念のもとに、農林水産施策が総合的・計画的に推進されようとしております。

これら新農林水産基本三法に即した諸施策の着実な推進により、安定した農林漁業経営の構築と健全な発展をはかるとともに、主要先進国の中で最低の水準となつている食料自給率の向上や木材の自給率の向上を図ることが急務であります。

以上二点について政府・国会に対して、強く訴えるものであります。

満場の町村長各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

## 提案理由説明



**大会司会者**  
 左から青木東京都会長日  
 の出町長、富永熊本県会長  
 (菊陽町長、西平石川県会長、田鶴浜町長)。



**大会議長団**  
 左から針ヶ谷群馬県会長  
 (板倉町長)、服部三重県会  
 長、孤野町長、鹿野宮城県会長、鹿島台町長、水谷兵  
 庫県会長、山東町長、丸山愛媛県会長、双海町長)。



**閉会のあいさつ**  
 閉会のあいさつを述べる藤本  
 副会長(岡山県和気町長)。

# 全国町村長大会要望

## 一、地方分権の推進

新世紀を迎え地方分権型社会の本格的な構築が始まった今日、新しい時代を真の「地方の時代」とし、住民が誇りと展望を持った活力ある地域社会をつくることは、地方自治体に課せられた重要な使命である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、次の事項を実現されたい。

一、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。

三、市町村合併をいかなる形であれ強制することのないよう十分留意すること。

なお、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

## 二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進、厳しい条件下の農林水産業の振興等、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

一、地方分権の一層の推進に向けて、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

二、地方交付税制度の充実強化

(1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。また、地方交付税は地方固有の財源であるので、その制度のあり方について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえること。特に、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

(2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあたっては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。

(3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするためにも、国の一般会計を経由せず、交付税特別会計に直接繰り入れること。

(4) 町村の公債費負担が増高していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。

三、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。

## 四、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、所得税から住民税への税源移譲や地方消費税の拡充などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。

また、いわゆる環境税制を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

(2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実ははかられるよう措置すること。

(3) 個人住民税の均等割の税率を引き上げること。

(4) 個人住民税の株式譲渡益課税については、納税者の選択次第で非課税になるなど、極めて不公平であり、課税の適正化を図る観点から、申告分離課税への一本化について、既定方針どおりに実施すること。

(5) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

なお、法人事業税への外形標準課税の導入について、都道府県財政の安定化は町村財政にとつても極めて重要であるので、その導入をはかること。

(6) 固定資産税は、収入の普遍性・

安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、その安定的確保がはかられるよう、特に配慮すること。

(7) 遅れている町村道等の整備を促進するため、町村にとつて重要な道路特定財源を確保するとともに、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。

(8) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有していることから、その一〇分の七が関係市町村に交付されている。また、身障者、高齢者等に対しては、現在でも既に様々な軽減措置が講じられているところである。

財源に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税は、地域振興をはかる上でも重要な役割を果たしているため、本税の充実・確保をはかること。

(9) 特別土地保有税は、土地の有効利用の促進をはかるとともに、土地の投機的取得を抑制することを目的とした税であり、町村の土地政策にも適合した税制となつているため、本税の堅持をはかること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特別措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。

また、軽自動車税のうち原動機付自

転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うことと。

(12) 入湯税の税率を引き上げること。

(13) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。

(14) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

五、地方債の充実改善

(1) 新しい財政投融资制度の下においても、地方債資金の調達に支障の生じないよう、良質な公的資金を安定的に確保すること。

また、公営企業金融公庫について、その資金調達に対する政府保証を付するなど、町村に対し、長期かつ低利な資金を安定的に供給すること。

(2) 過疎地域の自立促進のための各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債について、繰上げ償還など適切な負担軽減措置を講じること。

(4) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

六、第三セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置を講じること。

七、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の実情に即し

た財政措置を講じよう、特に配慮すること。

### 三、国・地方間の財政秩序の確立

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたが、真の地方分権を実現するためには、地方財源の拡充強化等および国庫補助負担金の整理合理化を積極的に推進する必要がある。

よって国は、次の措置を実現された

い。  
一、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなど必要な財政措置を的確に講じること。

二、国庫補助負担金の整理合理化を一層推進すること。

その際、廃止・縮減を行っても町村において引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合は、所要財源を明確にしたうえで必要な地方一般財源を確保すること。

三、国庫補助負担金の統合・メニュー化を促進するとともに、地方超過負担の完全解消および補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

四、具体的な事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができる統合補助金制度を推進すること。

### 四、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

ペイオフ凍結解除により、歳計現金を除く預託金、基金等は平成十四年四月から、また、歳計現金についても平

成十五年四月から一、〇〇〇万円およびその利息を超える部分について預金保険の保護措置がない状態となる。

始どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることであり、町村としての行政執行に支障を生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として多大な損失となる。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結が解除される平成十四年四月以降について、引き続き公金預金の保護のための必要な措置を講じること。

### 五、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応した情報化施策の推進

現在、世界規模で生じているＩＴ革命の恩恵をすべての国民が等しく享受できるための施策が、国をあげて進められている。住民に直結し、総合行政を担う町村が、情報化施策推進に果たす役割は極めて大きい。

よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、「総合行政ネットワーク」や「申請・届出等手続のオンライン化」について、適用事務の内容やメリット等を早期に明らかにするとともに、基盤整

備やその維持に係る経費について積極的な支援措置を講じること。

二、情報通信格差の大きい町村部の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設及びCATV等の高度情報通信基盤の重点的な整備や民放テレビ放送難視聴の解消等情報通信格差の是正を推進すること。

三、情報通信技術を有効に活用するため、ＩＴサポート事業等、専門家の養成や、自治体、地域、学校教育等の場において担い手となる人材の育成や情報システムの開発支援（共同開発を含む）など情報リテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進すること。

四、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の社会基盤と捉え、町村における地理情報システム（GIS）の整備、普及の促進に格別の支援措置を講じること。

五、採算性等の問題から民間事業者による光ファイバ網整備が進まない条件不利地域等に対し、超高速インターネットアクセスが可能な環境を整備するため、積極的な財源措置を講じること。

### 六、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七二％を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、二二世紀に向けて全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割



を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることに配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現される。

一、「二一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、これまでに取りまとめられた「戦略推進指針」及び「二一世紀の国土計画のあり方」を実施していくとともに、これらを踏まえて調査審議が進められる「国土計画の新たな課題」及び「新たな国土計画制度」の検討にあたっては、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意向を充分に反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

二、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立って人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

三、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

四、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡充強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的な交流・連携を促進すること。

五、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

六、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

七、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展を図り、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

八、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

九、港湾整備事業は、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第九次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

一〇、第六次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

一一、過疎地域、辺地、山村、豪雪地

帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

### 七、環境保全対策の推進

循環型社会への取組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

#### 一、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、使用済み自動車、処理困難廃棄物及び産業廃棄物の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制の確立をはかること。

また、不法投棄防止のための対策の充実をはかること。

(3) 廃棄物処理施設の解体、補修工事及び定期的な保守点検等に対する財政措置を講じること。

(4) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討すること。

(5) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

#### 二、健全な循環型社会の構築

(1) 国・製造業者の責任を強化すると

ともに特に、製造事業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組みよう強力に指導を行うこと。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」容器包装リサイクル法の運用にあたっては、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)について、その施行により発生が懸念される不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討するとともに、不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう、万全の措置を講ずること。

また、不法投棄者に対し、罰則規定の整備など厳しい対応を行うこと。  
なお、製造業者等は、指定引取場所を増設されたい。

(5) 自動車及び家庭用パソコンのリサイクル料金の販売時負担を確立すること。

特に、不法投棄物を回収した場合、その回収費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担となら

ないよう、万全の措置を講じること。

三、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の平成十四年対応に向けた改造等については緊急対応として十分な財政措置を講じること。

(3) R D Fの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

八、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、町村が自主的・主体的に取り組み地域づくりを推進するため、わがまちづくり支援事業等ふるさと関連施策を充実すること。

特に、地域が創意に基づき「地域経済新生」「人づくり」等に主体的かつ総合的な取り組みを行うことができるよう、地域活力創出プラン関連事業を推

進すること。

二、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講じること。

三、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と有効活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

四、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

五、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

六、地域産業創造対策および新地域経済基盤強化対策を推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、地域の自主性を尊重しつつ地域雇用対策を推進すること。

七、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

八、総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。

九、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物

処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるので、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

九、少子化対策の推進

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり、子ども自身が健やかに育っていける社会等の強力な推進が求められている。

よって、国は子どもを生み育てるための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

一〇、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等にもない、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

一、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実  
ア、新エンゼルプランの着実な推進をはかること。  
イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の共用化を推進すること。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

二、障害者保健福祉対策の推進  
(1) 障害者プランの着実な推進をはか

ること。  
(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかかる措置費基準の改善をはかること。

(4) 町村に移管される精神保健福祉業務については、職員の専門性および精神障害者のプライバシーに十分な配慮をはかる観点から、そのあり方を基本的に見直すこと。

(5) 障害者スポーツの振興をはか

こと。  
三、社会福祉協議会等の充実

(1) 町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生(児童)委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

一一、義務教育施設等の整備促進

わが国の将来を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

よって、国は次の事項を実現された

一、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を拡充すること。

二、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講ずること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかること。

三、学校図書館図書整備に対する財政措置の充実をはかること。

四、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

五、心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂をはかること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数標準を緩和すること。

**一・二、青少年の健全育成対策の強化**

次代を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

二、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

三、特に最近の青少年による凶悪事件

の頻発にかんがみ、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

**三、生涯学習等の振興**

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

二、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

**一四、老人保健福祉対策の推進**

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、老人保健対策の推進

(1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかる老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担す

ること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

(4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

二、老人福祉対策の推進

(1) ゴールドプラン21の着実な推進をはかること。

(2) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかること。

(3) 在宅福祉施策および老人福祉施設については町村が必要とする事業量を確保するとともに、地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特に小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(4) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

三、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

四、高齢者ができる限り自立可能となるよう介護予防・生活支援事業の推進をはかること。

**一五、介護保険制度の円滑な実施**

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は現下の最大の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。こうした中、町村においては

**新刊紹介**

**「介護労働者の労働環境改善に関する調査報告書」**

財団法人介護労働安定センター 監修

高齢者の介護問題は国民的課題であり、介護サービスを担う介護労働者の確保が社会的な問題となつていきます。

特に平成十二年四月から介護保険制度が導入され、今後、介護労働分野で働く労働者がますます重要な役割を果たしていくことになり

ます。

財団法人介護労働安定センターは、厚生労働大臣の指定法人として、介護労働者の確保と、介護労働者の雇用の安定・福祉の増進のため、介護分野における良質な雇用機会の創出や職場環境の改善、介護労働者の雇用管理改善等の諸事業を進めております。

本調査報告書は、第一部では介護労働実態調査の結果、第二部では実態調査の結果を踏まえた労働環境改善に向けての諸問題について有識者による検討結果をまとめています。第三部は参考資料の三部構成となっております。介護労働関係の方々への必須の図書となっております。

財団法人介護労働安定センター 発行  
TEL: 三三三九二 一六九三  
定価: 一、二〇〇円(税込み・送料別)

介護保険制度施行以来、高齢者に対する必要かつ十分な介護の提供に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、本来在宅介護中心であるべき制度が施設介護中心に傾斜するなど、今なお解決すべき課題が山積している。同制度を円滑かつ安定的に運営するためには、町村の意見を十分尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、保険者について  
(1) 保険給付について施設サービスが中心となっているが、介護保険制度本来の主旨のとおり、被保険者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅サービスが提供できるよう支援すること。

(2) 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

二、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 保険料六段階制の周知をはかること。

(3) 事務の効率化のため、第1号保険

料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(4) 介護保険料の上乗せ賦課にともなう、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国および都道府県の負担とすること。

四、要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確保なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示および連絡調整を行う本部ならびに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修および訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬および調査業務委託料については、実勢に応じた基準額を設定すること。

(4) 一次判定に用いるコンピューターソフトの精度向上をはかるとともに、痴呆症状の実態に即したソフト開発を行うこと。

(5) 認定更新の際、状態に変化が生じていない者については認定期間の有効期限を延長する等手続きの簡素化をはかること。

(6) 主治医の意見書についてはコンピューターによる迅速化をはかるため、特記事項等を様式化すること。

五、介護報酬について

(1) 介護報酬の特別地域加算に係る影響額については、利用者負担を含め財政措置を講じること。

(2) 住宅改修等の申請を介護支援専門員が代行する場合の介護報酬を定めること。

(3) 訪問介護の給付については身体介護、家事援助および両者の複合型の三類型設定されているが、給付上区分けが困難を極めている現状に鑑み、一本化するなど介護報酬について見直しをはかること。

六、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

七、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の二分の一要件は削除すること。

八、サービス提供事業者等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

九、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育

成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、(療養型病床群は)全て医療保険の適用とすることを含め、その位置づけを基本的に見直すこと。

また、見直しにあたっては町村の意見を十分尊重すること。

(3) 施設サービス対象者については要介護一から五までが対象とされているが、真に施設サービスが必要な者が入所可能となるよう、要介護四・五のみを対象とし、要介護一から三については家族構成等考慮の上、特に必要と認められる場合のみ入所可能とすること。

(4) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

一〇、事務費について

市町村における介護保険の事務の執行については、十分な財政措置を講じること。

一一、その他

(1) 養護老人ホームおよびグループホーム等の施設入所者に対して、住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

### 一六、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが

必要である。

よって、国は次の事項を実現された

一、地域保健の充実

- (1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことにもなつクケン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種にかかる公費負担については十分な財政措置を講じること。

- (3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに、地域の実情に応じた配置できるよう財政措置を充実すること。
- (4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

二、地域医療体制の充実

- (1) 自治体病院の医師確保対策をはかるとともに、経営健全化対策および施設・設備整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。
- (3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十分協議すること。

三、へき地保健医療対策の充実

- (1) 「第九次へき地保健医療計画」の着実な推進をはかること。
- (2) へき地診療所等の運営、医師および看護婦等の養成、確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実すること。

とともに、医師標欠にかかる診療報酬の減額措置について緩和措置を講じること。

四、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

一七、医療保険制度の抜本的な改革の実現

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は医療費の増高等により年々保険料(税)が高額化し、これ以上の保険料(税)の引き上げおよび一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達している。

しかしながら、先に公表された厚生労働省による「医療制度改革試案」においては、負担と給付の公平化のため、我々市町村保険者が従来から主張している医療保険制度の一本化、段階的措置として財政の一本化が取り上げられておらず高齢者医療については、小手先だけの老人保健制度の見直しに終始し、中長期ビジョンが全く示されていないことは誠に遺憾である。

よって国は、医療保険制度の一本化に向けての方策および合理的な医療費に関する方策について次の事項を実現された。

一、医療保険制度の一本化に向けての方策

- (1) 当面の措置  
国は、予め一本化達成の目標年次等を定めるとともに、当面の措置として

国保財政改善のため、目標に沿った必要かつ十分な国庫負担による財政支援措置を講じること。

(2) 中期的目標

段階的措置として、現行保険者種別を維持しながら、類似の保険者において保険料率の統一等を行い、地域医療制度として財政の一本化をはかること。この場合、国が主体的に財政調整を行うこと。

(3) 長期的(最終的)目標

既存の各制度や保険者組織を統合し、全ての国民が加入する統一的な医療保険制度として一本化すること。

二、合理的な医療費に関する方策

- (1) キャップ制等の強制的な医療費抑制方式は導入しないこと。
- (2) 患者負担増と保険料増額の同時施行は避けること。
- (3) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。
- (4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。
- (5) 薬価および心臓ペースメーカー、人工関節、ダイアライザー等の医療用具・保険医療材料価格の強力な適正化をはかること。
- (6) レセプト審査の適正化をはかるとともに、レセプトおよびカルテの電子化を推進するため、国が財政支援を行うこと。
- (7) 難病等の特殊な疾病については、国の負担とすること。
- (8) 低所得者対策については、制度外で実施するなど十分に配慮すること。
- (9) 生活習慣病対策の推進をはかると

とともに、国は市町村保健事業を支援すること。

一八、農業・農村対策の推進

わが国の農業・農村は過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加また、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。このような状況において、食料・農業・農村基本法およびそれを具体化する食料・農業・農村基本計画を着実に実施し、安定した足腰の強い農業および農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

一、食料自給率目標の達成

国民に安全性の高い食料を安定的に確保するためには、近年の自給率の低下傾向に歯止めをかけ、主要先進国の中で最も低い水準にある自給率の向上をはかる必要がある。したがって、「食料・農業・農村基本計画」において示された食料自給率の目標を確実に達成するため国内農業生産振興対策を抜本的に強化するとともに食料消費については、食品の廃棄や食べ残しの削減等食生活の見直しについて周知・普及をはかること。

二、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

- (1) 水田を中心とした土地利用型農業の推進  
米の計画的生産および麦・大豆・飼料作物等の本格的定着・拡大をはかる水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進に当たっては、地域の実情に即した取組みを推進するとともに

に、米穀の需給均衡と価格の安定を早急にはかること。

また、米政策の見直しに当たっては、水田農業の確立と地域の実態に十分配慮するとともに、制度の簡素化をはかること。特に、生産数量・作付面積ガイドラインを早期に提示するとともに、その配分、確認、助成金の交付等に係る事務について町村の負担が過重にならないよう簡素化すること。

(2) 農業生産の総合的な振興

耕種部門と畜産部門の連携強化等により、総合的・作物横断的な生産・流通対策の強化や有機性資源の循環利用の促進など農業生産の総合的な振興をはかること。特に、自給率の低い麦、大豆等の重点的な生産振興をはかるため排水対策等圃場の改良整備を推進するとともに、各地域の実情に応じた地域特産作物の振興、開発を行うこと。

また、園芸産地の活性化をはかるため産地の実態にあつた野菜生産省力機械の開発普及を促進すること。なお、生産資材費の軽減をはかるため農業機械・施設リース事業を拡大すること。

(3) 牛海綿状脳症(BSE)対策等の推進

わが国で初めて発生した牛海綿状脳症(BSE)については、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連対策で決定された畜産農家等の経営安定、畜産副産物等の適切処理、BSEに関する知識の普及、国産牛肉等の安全性PR等の諸対策を早急かつ確実に実施すること。

また、口蹄疫等畜産に係る海外伝染

病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の強化をはかること。

(4) 野菜対策の強化

輸入急増によりセーフガード(緊急輸入制限措置)の暫定発動に至つた野菜等については、生産の効率化・高付加価値化、流通システムの改革、価格安定制度の拡充等により、国際競争に耐えうる体質の強い国内産地体制の確立をはかること。

(5) 国産米の消費拡大

世界的な食料・環境問題が懸念される中、米を中心とした日本型食生活の再構築をめざすとともに農村地域の活性化につながる新たな米消費拡大策の拡充強化をはかること。また、日本の食文化を守り育てていくため米飯を主体とする学校給食制度を確立し、学校給食用米穀の確保のための施策の創設と必要な財源の確保をはかること。

三、WTO農業交渉への対応

WTO農業交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全保障の重要性に配慮した新たな国際ルールの実現をはかること。

また、関税化に移行した米については、稲作農家の経営に影響のないよう現行の関税水準の維持、ミニマム・アクセス米の見直しに努めるとともに諸外国への援助用に積極的に活用すること。

なお、輸入農産物が増加傾向にあることから、監視を強化し、国内農業経営に著しい影響がある場合、セーフガード(緊急輸入制限措置)を迅速かつ円滑に発動するとともに、国内産地対策を強化すること。

四、地域農業の体質強化

(1) 地域農業の担い手の育成・確保

地域における少子・高齢化が著しく進行しているため、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得の確保、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。特に、安定した農業者年金制度は、若い担い手の確保の面から重要であるため、新制度への円滑な移行、PRにつとめるとともに制度の充実強化をはかること。

また、認定農業者への支援を資金面、技術面から強化するとともに、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持つて農業活動を行うことができる環境の整備、集落営農に対する支援を強化すること。

(2) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

国内の農業生産の増大に資するため、水田汎用化、畑地かんがい等に重点をおいた農業基盤整備の推進および土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかること、また、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化するとともに、地域の実情に応じた小規模な土地改良事業が実施できるよう措置すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(3) 経営構造対策の拡充と農地利用集積対策の強化

地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するため経営構造対策を拡充すること。また、担い手への農地利用集積対策および法人経営の育成対策を強化すること。

(4) 優良農地の確保

「食料・農業・農村基本計画」で示された食料自給率の達成に向け、必要な優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう規制を緩和すること。

(5) 農林地の保全・管理対策の強化

耕作放棄農地や放置森林等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充。

イ、相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作及び管理できないものについては、町村又は農協等が買取り管理する制度の創設。

ウ、農地保有合理化法人が農地を取得し、新規参入者や大幅な規模拡大をめざす者に超長期間の貸付を行う制度の創設。

エ、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続き

の簡素化。

(6) 農業経営安定対策の充実

米・麦・野菜等の農畜産物価格安定制度については、市場原理を重視した価格政策への見直しが進められているが、大幅に価格が下落した場合に農業経営に大きな影響を及ぼさないよう所得確保対策および経営安定対策等の施策を拡充すること。

また、経営を単位とした新たな農業経営所得安定対策の早期樹立をはかるとともに、その構築にあたっては、地域の実態に即したものとすること。  
五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進

若者の定住をはかるため、農林業を基幹とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかることに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設、福祉施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等の振興

中山間地域等の一層の振興をはかるため「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を推進すること。

また、中山間地域等直接支払制度の円滑な推進のため交付金単価を確保するとともに地域指定、集落協定の承認、対象行為の確認等に係わる町村の事務を簡素化し、町村に過重な負担がかからないようにすること。

(3) 農山村と都市との交流の推進

農山村地域の活性化や都市と農山村の共生をはかるグリーンツーリズムの

一層の推進をはかること。

(4) 地方財政措置の拡充

地域の自主性・創意工夫を活かすつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。

六、地域食品産業振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品産業振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ、農村地域に立地している農林水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の効率化と安全性の確保  
ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による、低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

イ、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、食品等の表示の一層の充実強化をはかること。

七、農業技術の開発と普及等

生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究および普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工および開発に関する研究を推進すること。特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

# もしも

## 「3大成人病」「病気による障害状態」「要介護状態」になったら、以後の保険料はゼロ。 保障は継続。三井生命だけの新しい特約です。

保険料払込免除特約『楽々名人』、三井生命から新登場です。①3大成人病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)の罹患。②病気による所定の障害状態(例えば、重度の心疾患による心臓ペースメーカーの装着や永続的な人工透析療法など)。③所定の要介護状態が180日継続。以上3つの「もしも」のいずれかに該当した場合、以後の保険料の払込みが必要なくなる特約です。3つの「もしも」をカバーした保険料払込免除特約は、まさに業界初の快挙です。『ナイスリー特約』『セイバー特約』『介護保障特約』を同時に付加すれば、「保険金の支払」+「保険料払込免除」による充実のダブルサポートを実現。さらに、ご好評いただいている健康体料率特約『健康自慢』の付加により、割安な保険料で加入できます。

【楽々名人】は【大樹環家族-R(ブラスカア)】【大樹NEXT-R】【大樹夢気球-R】【エスポール-R】に付加できる特約です。【ナイスリー特約】:ガン・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合に保険金をお支払いする特約です。【セイバー特約】:病気による所定の障害状態に該当した場合に保険金をお支払いする特約です。【介護保障特約】:所定の要介護状態が180日継続した場合に保険金をお支払いする特約です。【健康自慢】:所定の基準を満たした健康な方の保険料を割引く特約です。



ホームページ <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



八、農業関係の税制改正

- (1) 平成十三年度水田農業経営確立助成補助金等についての特例措置(個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳)の創設(所得税、法人税)
- (2) 法人の育成支援のための出資制度に係る税制措置の創設(法人税)
- (3) 次の措置の拡充・延長による農地利用集積の推進

ア、土地改良法に基づく換地処分により創設農用地を認定農業者等が取得した場合の換地清算金を農地保有合理化等の譲渡所得の特別控除制度に追加等(所得税等)

イ、農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長(登録免許税)

一九、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養、保健休養等の森林の多面的・公益的機能を維持するには、森林・林業基本法の趣旨を踏まえた森林・林業対策の確立により、適切な森林経営の確保、山村の活性化をはかることが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、森林・林業基本計画に即した施策の総合的推進

- (1) 新たな森林・林業基本法に基づき策定された「森林・林業基本計画」に

即し、重視すべき機能に応じた森林整備の目標や木材の供給・利用の目標の達成に向けて森林・林業施策の総合的・計画的な推進をはかること。

(2) 国民生活において欠くことのできない森林の多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する新たな財源の確保等、国民的支援の仕組みを構築すること。

二、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立・違法伐採を抑制するルールづくりを努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上低下することのないよう配慮すること。

また、急激な輸入量の増加により、国内林業が深刻な打撃を受ける事態が生じた場合は、一般セーフガード(緊急輸入制限措置)の発動を迅速に行うこと。

三、地域における適切な森林管理対策の拡充と森林基盤整備の推進

- (1) 「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、要員の確保を含め町村への財政措置を拡充すること。
- (2) 担い手対策、公有林化、上下連携による森林整備、地域材の利用等を一層促進するため、「森林・山村対策」

「国土保全対策」を強化すること。

- (3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林

業行政費」を新設すること。また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 「緊急間伐五力年対策」を着実に実施し、森林の機能充実はかるとともに、間伐材の利用を促進すること。

(5) 野生鳥獣と人間の共生を基本とした鳥獣被害防除対策を確立するとともに、松くい虫等の森林病虫害防除制度を強化すること。また、被害未発生地域に対する予防対策を講じること。

(6) 林業の活性化と地域の振興をはかるため、森林の保全整備、環境整備対策を強化するとともに、森林施策については、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施策を推進すること。また、木材関連産業の基盤整備を促進し、大規模林業園開発林道事業を推進すること。

(7) 林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、一般林道を補完する作業路の開設事業については多額の経費を必要とするので、一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を新設すること。

(8) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動を支援すること。

(9) 相続による森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、採算性の低下等により放置森林の拡大が懸念されるため、森林管理を安定的・効率的に実施・経営を行える者への集約化および町村、第三セクター、森林組合等による公的な関与・管理を推進する

こと。

(10) 林地への廃棄物の不法投棄等を防止するための対策を講じること。

四、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成、および森林組合作業班の体質強化をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備、研修制度等の充実はかるとこと。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤強化の条件を整備すること。

また、生産森林組合が分収林契約に基づく分収金を組合員に分配した場合、法人税の所得の計算上、従事割配当と同様損金算入を認めること。

(3) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進する林業・木材産業構造改革事業を創設し、その着実な推進をはかること。

(4) しいたけ等特用林産物の国際競争力を高めるため、生産・流通体制の改善・合理化に向けた支援体制を推進すること。

(5) 農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

五、木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定供給体制の推進、木材産業の体質強



化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講ずること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかること。また、国産材を利用した場合の税制・金融上の優遇措置の拡充、木材利用に関する情報提供・PR活動等により木造住宅の需要拡大を推進すること。

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、より良質で安定した木材製品の供給が求められているため、木材の乾燥の促進等に対する支援を一層強化すること。また、集材等の高次加工技術の研究開発について、新たな視点から早急に取り組むこと。

六、中山間地域対策の推進

(1) 森林の有する多面的機能の発揮をはかる観点から、森林施策の実施に不可欠な地域活動を支援するための森林整備地域活動支援交付金制度を創設し、その普及定着をはかること。

(2) 山村と都市との交流活動・施設等の充実により、双方の住民にとって、森林・山村が活力と魅力ある地域となる施策を推進すること。

七、国有林野所在町村に対する森林管理対策の充実

国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

八、林業税制の改正

(1) 森林の有する多面的機能を持続的に発揮するための山林に係る税負担の軽減措置を創設すること。(相続税)

(2) 森林組合の経営基盤の強化等に資するため、森林組合が合併した場合に企業組織再編税制の課税の特例措置に追加すること。(法人税等)

(3) 林業経営基盤強化法に基づく林業経営改善計画に従って経営規模の拡大を行う林業者が取得する林業用機械の割増償却制度を延長すること。(所得税、法人税)

二〇、水産業対策の充実

わが国の水産業および漁村をめぐる環境は、周辺水域における水産資源の低迷や漁業生産の担い手の減少・高齢化、さらには輸入の増大による水産物価格の低迷等極めて厳しい状況にある。このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、水産基本法に基づき水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、水産基本法に基づく施策の早期実施

新たに制定された水産基本法に基づき、水産基本計画を速やかに策定するとともに、具体的施策を早期かつ強力に実施すること。

二、適切な資源管理に配慮した貿易ルールの確立  
(1) 水産物に関するWTO交渉においては、各国がそれぞれ自国の水産資源

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



リラクゼーションを提供する浴場は快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会 〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL : 03-3221-1601(代) FAX : 03-3221-1361

を適切に管理することを前提とする貿易ルールの確立を目指すとともに、わが国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

(2) 輸入の増大によって経営環境が厳しくなっている養鰻業者およびわかめ養殖業者に対し、経営の維持が可能となるよう総合的な対策を講じること。

また、今後その経営に著しい影響が生じた場合は、速やかに一般セーフガード(緊急輸入制限措置)を発動すること。

三、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定と効率化等に資するため、漁業活動に関する諸規制については、資源管理や漁業調整との調和をはかりつつ、緩和措置を速やかに講じること。

また、資源回復措置の一環として減船や休漁等が実施される場合は、関係漁業者の漁業経営に大きな影響を及ぼすことのないよう十分な対策を講じること。

(2) 意欲ある漁業者の経営基盤の強化をはかるため、運転資金の融通等に優遇措置を講じるとともに、コストの軽減や担い手の確保をはかるため、漁船建造等に対する支援措置を講じること。

(3) 漁村における中核的組織である漁協が、地域の資源管理等に積極的に取り組めるよう、その経営基盤を充実・強化するための措置を講じること。

(4) 漁業災害補償制度は、近年におけ

る漁業実態および漁業者ニーズの変化に即して見直しを行い、制度の充実・強化をはかること。

四、資源管理対策の強化と操業秩序の確立

(1) わが国周辺水域の資源回復と持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成を促進し、漁獲努力量の適正化等、計画的な資源回復措置を速やかに講じること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、防止対策に必要な支援措置を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化および遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓および日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が目立っているが、わが国の水産資源および漁業者に悪影響を及ぼすことのないよう暫定水域における操業条件を早期に確立するとともに、取締体制を強化して協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

五、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開を推進するとともに、栽培技術の開発、指導および関連施設の整備等に努めること。

また、環境に配慮してゼロエミッションを推進するほか、需要に的確に対応した養殖を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の一層の振興と内水面地域の活性化をはかること。

また、外来魚に関する施策を講じるとともに、地域の実態に即した魚類の適正な増殖事業を推進すること。

六、水産物の流通・加工・消費・価格対策の強化

(1) 水産物流通の効率化と水産加工業の経営体質の強化をはかるため、産地市場の統合等産地市場機能の強化をはかるとともに、生産者と消費者を結ぶ流通構造の合理化、ＩＴの活用による電子商取引の促進等により衛生的・効率的な水産物供給システムを確立すること。

(2) 消費者の適切な消費行動に資するため、消費者に対し原産地表示の適正化等食生活に関連する情報を提供するとともに、魚食の普及に努めること。

(3) 漁業生産の不安定性にかんがみ、水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管事業を抜本的に見直し、制度の改善をはかること。

七、活力ある漁村づくりの推進

(1) 漁村の活性化をはかるため、漁村の生活環境の整備・改善を一層推進すること。

(2) 新しい漁村環境を創出するため、住民参加による漁村コミュニティづくりを推進するとともに、漁村における情報通信基盤の整備を推進すること。

(3) 安定的な漁業経営の育成に資するため、漁業流通・加工業等にかかる施設整備を総合的に推進する水産経営構造改善事業を水産基盤整備と連携して実施すること。

八、水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産基盤整備を一体的、総合的に実施するため、漁港整備と沿岸漁場整備を統合した新たな漁港漁場整備長期計画を策定するとともに、漁港の水域環境保全対策を推進すること。

(2) 高潮等による海岸災害の被害の防止・軽減をはかるため、海岸と河川の一体的防護や緊急避難活動に対する支援措置を講じるとともに、環境に配慮した自然共生型海岸の整備を推進すること。

九、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境および生態系の保全をはかるため、引き続き漁民の森づくり活動を支援するとともに、磯焼け現象の解消など藻場・干潟の再生・造成、水質の改善等を行うこと。

(2) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒による漁業被害防止等に関する技術開発等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援するとともに、外国等からの漂着物の処理に対する助成措置を講じること。

(4) 有明海におけるノリ養殖の大規模な不作については、その原因究明のための実態調査を早急に実施するとともに、有明海再生のための漁場環境改善対策を速やかに講じること。

また、関係漁業者に対しては、十全の支援措置を講じること。

一〇、海外漁場の確保等

(1) わが国周辺水域からのみでは不足する漁業生産を補完するため、国際的な資源管理に貢献する調査を実施する

等して、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

一、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

二、漁村地域に対する財政措置の拡充

沿岸、離島、半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。このような町村が漁業の振興、漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤を強化する必要があるので、農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

一三、水産関係の税制改正

(1) 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案(仮称)に基づき、次の特例措置を創設すること。

ア、同法に基づき、漁業改善計画を作成した者(経営改善漁業者)が取得する漁船等の割増償却(所得税、法人税)

イ、経営改善漁業者等が取得する漁船等の所有権の登記等の税率の軽減。(登録免許税)

ウ、農林漁業金融公庫の転貸の場合の抵当権の設定登記の税率の軽減。(登録免許税)

(2) 漁船等で使用する農林漁業用の輸入A重油または国産A重油の免税・還

付措置の適用期限をそれぞれ延長すること。(石油税)

(3) 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(仮称)に基づき、次の特例措置を創設すること。

ア、指定する法人が行う法定業務にかかる負担金等の損算入措置。(法人税)

イ、漁業協同組合等が信用事業の全部または一部を譲渡した場合に伴う不動産の所有権等の移転登記にかかる税率の軽減措置等。

(4) 漁業協同組合系統の組織整備の一環として、漁業協同組合が同連合会の権利義務を包括承継する場合の所有権の移転登記等の税率を軽減する特例措置を創設すること。

### 二二、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展および雇用の確保に資するため、地域産業の育成ならびに企業誘致の推進をはかる必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

一、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置に対する各種施策の充実をはかるとともに、むらおこし事業等により地域のもつ資源や技術を活用した地域産業の育成をはかること。

(2) 農村地域工業等導入促進法に基づく第八次農村地域工業等導入基本方針の策定に当たっては、農村地域の実情

を十分考慮し、実効性のあるものとする。

二、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備や商業施設の整備等の対策を拡充すること。

また、地元商工業の振興をはかるため、IT(情報通信技術)の的確な活用を通じて経営革新に取り組む中小企業に対する支援を拡充するとともに、創業支援、新商品開発等の施策を強化すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度を拡充強化すること。

### 二二、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

一、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

二、排水処理施設の整備促進

(1) 第八次下水道整備七箇年計画の着

実な実施をはかること。また、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。(普及率全国ベース六二%、五万人未満の市町村二七%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

三、第六次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

四、第八期住宅建設五力年計画の着実な実施をはかるとともに、公営住宅の整備を重点的に推進すること。

五、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

### 二三、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。よって、国は次の事項を実現された

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、道路網の整備促進

(1) 道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるように配慮すること。

また、道路特定財源については、所要額を堅持すること。(道路実延長のうち、八四・三%を占める市町村道の改良率は五一・三%、舗装率は一六・八%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに、三%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかると。

二、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

三、第六次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、歩道等の整備が重点的に推進できるように配慮すること。

四、里道の譲与について

(1) 里道の譲与に関し、町村が希望するものについては、原則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額につ

て十分な財政措置を講じること。

二四、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、第九次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。  
二、第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、必要な事業量の確保をはかると。

三、第六次海岸事業七箇年計画の着実な実施をはかると。

四、水路の譲与について

(1) 水路等普通河川の譲与に関し、町村が希望するものについては、原則として譲与の対象とすること。

(2) 譲与にあたっては事務負担の軽減をはかるとともに、その所要額について十分な財政措置を講じること。

二五、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべき

である。

よって、国は次の事項を実現された

い。  
一、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間および国・地方を通ずる施策の総合調整をはかると。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

二、特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

三、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

四、公共用地の取得の円滑化をはかると、高齢福祉年金受給者が、公共用地として土地を譲渡した場合の所得(限度額一、〇〇〇万円)は、高齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないこととされているが、この所得制限額を引き上げること。

五、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第四条の転用の制限および同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

六、第五次国土調査事業十箇年計画の計画的かつ着実な推進をはかると、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措

置を講じること。

二六、災害対策の推進

最近の有珠山の火山活動、三宅島の火山活動及び新島・神津島近海等の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県西部地震、芸予地震などの頻発する災害に対し、被災町村は、一日も早い災害復旧と、住民生活の安全確保のため、復旧作業に努めているところであるが、つ

いては、国においても災害対策の一層の充実をはかる観点からも、次の事項を実現されたい。  
一、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるように、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制の強化を行い、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立するとともに、地震災害に関する資料の収集、保存、展示、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材の育成等の事業の推進をはか

ること。  
(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかると。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとするこ

と。  
また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備および井戸の活用による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備

について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。

また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 近年の災害をめぐる状況の変化や、省庁再編に伴う防災体制の再編成を踏まえて、防災基本計画の必要な見直しを行うこと。

また、防災対策の総合的な充実強化をはかるため、町村が地域防災計画の見直しを行うにあたっては、必要な財政措置を講ずること。

(8) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画により実施される地震防災緊急事業の円滑な実施のため、所要の財政措置の充実、強化をはかること。

また、いわゆる地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進をはかること。

二、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

三、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するためにも重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

四、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

五、第四次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。

六、治山治水事業および海岸事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業および防災対策総合治水事業等を充実、推進すること。

七、災害救助その他応急対策等の充実  
(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、被災者生活再建支援法、および天災融資法の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にもなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

八、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

九、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地

# 21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞 科学技術庁長官賞受賞



北海道 弟子屈町斎場

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

方交付税措置の充実をはかること。  
また、自然災害防止事業債を拡充すること。

## 二七、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、消防施設・設備の整備
- (1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防設備の整備にかかる財政措置を充実すること。
- (2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。

二、大規模災害対策等の推進

(1) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。

(2) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。

(4) 自然水利用用遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

三、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

四、消防団の活性化をはかるため、施設整備および教育訓練等の充実をはかること。

## 二八、住民訴訟制度の改善

地方分権一括法が施行され、地方公共団体が一定の住民監視の下で自己責任の原則を踏まえた行政運営にあたることは、財務会計管理の妥当性や健全性を確保する上で一層重要になっていく。

しかしながら、近年の住民訴訟の実態をみると、政策判断の可否を対象としたものや長や職員個人に対する巨額の損害賠償事件として争われるものが相当数にのぼるなど、地方公共団体においては積極的な施策の展開や円滑な行政執行に支障を来している場合も少なくない状況にあり、現行の住民訴訟制度に関しては、早急に見直しを行う必要がある。

よって、国は住民訴訟制度の見直しに際しては、住民監視機能の有用性を維持しつつ、地方公共団体が地域住民と相互に補充しながら信頼と協力関係を醸成し、分権時代に相応しい個性的で活力あふれる施策の展開と円滑な行政運営の推進に資するよう、制度の改善に向け関係法令等の早急な整備を図られたい。

## 二九、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務

が煩雑になっている。  
よって、国は次の事項を実現されたい。

一、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。

二、戸籍事務についての電算化にあたっては、導入費用および運営経費に対し、十分な財政措置を講じること。

三、住民基本台帳ネットワークシステムの整備にあたっては、個人情報の保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講じること。

## 三〇、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になっていく。

よって、国は時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立すること。

## 三一、公職選挙制度の改善

一、区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引続き所要の改善をはかること。

二、開票事務の迅速化・効率化と選挙人の便宜向上の観点から電子投票システムの早期導入をはかること。

三、高齢や疾病等により選挙権を有しながら投票することが困難な有権者の投票機会を保障するため、選挙の公平確保に配慮しつつ投票制度の改善をはかること。

## 三二、地域交通対策の推進

交通事業に関する規制緩和に伴い、地域における交通機関の確保が重要な課題となってきた中、町村は、乗合バス路線、離島航路、離島空路等の住民の日常生活の足として、真に必要な不可欠な生活交通の確保、および住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の整備をはかるための取組を行っていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現することと、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

一、需給調整規制廃止後の乗合バス路線維持対策

(1) 生活交通の確保方策として、国が広域的、幹線的なバス路線について、地方公共団体に対して補助を実施する場合、赤字路線を多く抱える町村部の実情にかんがみ、補助対象範囲の拡充をはかること。

また、町村が行う生活交通確保のための措置の財源についても十分な措置を講じること。

(2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかという点について、都道府県をはじめ、国・関係地方公共団体・事業者等の協議、合意に基づいて講じられていることから、その取扱いについて、生活交通の確保方策の確立のためにも

最大限尊重されるようにすること。

二、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島航空整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

三、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

四、駅とその周辺、公共交通機関のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、事業の推進にあたっては、財源対策等、必要な支援措置を講じること。

### 三三、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、わが国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観点から新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

一、新エネルギーの開発・導入の推進  
エネルギーセキュリティの確保、二酸化炭素抑制対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー、燃料電池、太陽光発電等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電、廃棄物発電および波力発

電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取組等を行う地方公共団体に対する財政支援を拡充すること。

二、原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、安全管理態勢の確立、事故発生時の迅速な情報提供、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て、推進すること。

三、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー供給構造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化するとともに、先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対する財政支援を強化すること。

四、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

五、水力発電施設周辺地域交付金の充実

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交

うれしい人がそこにいるから。  
iモードで届けませんか？  
街の行政情報。

全国自治体ポータルサイト「テレモ情報」。  
地域住民との新しいコミュニケーションツールです。

「テレモ情報」は、NTTドコモiモード公式サイトとして、昨年12月4日にサービスを開始しました。コンテンツの中心は、自治体の行政情報。各自治体で発行されている広報誌の内容をカテゴリー別に分けて提供できるほか、道路交通情報や気象・災害情報をリアルタイムで配信します。「テレモ情報」には、すでに主要46都道府県市(2000年12月現在)が参加し、今後も多くの自治体が参加を予定しています。また2001年春より、AUやJフォンなど他キャリアでのサービスも開始予定。地域住民への親密なコンタクトを可能にする「テレモ情報」を、御自治体でもぜひご活用ください。

お申し込み・お問い合わせは

☎03-5489-3800

株式会社 日本文字放送 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7-13



快適な  
地域ライフの  
お手伝い



イメージキャラクター「ブルル」@PADI Corporation

付金を拡充すること。

### 三四、過疎・へき地対策の推進

過疎地域は、今なお引き続く若年層の流出、少子・高齢化に伴う地域活力の低下、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にあるなど多くの課題に直面しているところである。

よって、国は、過疎地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正をはかるため、過疎地域自立促進特別措置法等に基づき総合的かつ計画的な対策を実施するなどにより、過疎地域の自立促進を推進すること。

また、へき地に対する各種施策を拡充すること。

### 三五、山村等地域振興対策の整備

国土保全、環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況にある。今後、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため、山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された  
一、産業振興、就業機会の創出と担い手の確保  
(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等により就業機会を確保すること。ま

た、地域資源を活用した地場産業の育成、木質バイオマス等の未利用資源の活用、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進等により、山村における産業の総合的振興をはかること。

(2) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(3) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い、山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

#### 二、生活環境基盤の整備

町村道、農林道、作業道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めるとともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設等の生活環境を整備し、教育施設の整備充実をはかること。

特に、情報通信技術（ＩＴ）の進展に対応し、山村地域における光ファイバー網の整備等の情報通信基盤の整備を促進すること。

三、山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

### 三六、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境

が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された  
い。

一、豪雪地帯対策特別措置法による特別豪雪地帯の基幹的市町村道の道県代行整備（第四条）の継続及び山間地域における教職員住宅の確保（第十五条）について引き続き公的な整備が必要であるため、同法の十年間の延長をはかること。

二、豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

三、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

四、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

五、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な消除雪制度を確立すること。

六、医療、教育、その他行政サービスの上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

七、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講ずること。

八、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

九、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

一〇、豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を推進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。

一一、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、財政措置を充実すること。

一二、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

一三、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

一四、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。

一五、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

### 三七、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、国土の均衡ある発展を実現するため、各種施



策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されること。

一、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるように、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

二、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進すること。

三、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

四、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるとともに、関係事業費を拡充すること。

五、半島地域の自然条件等を活かした産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

六、半島地域における生活用水および産業振興等に必要なる水資源の確保をはかるための施策を講ずること。

七、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

八、高齢社会に対応した福祉、保健、

医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

九、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるとともに、人材の育成・確保の取組を支援すること。

一〇、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるとともに、海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

一一、半島地域の一体的振興をはかるとともに、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。

一二、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

一三、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

### 三八、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、国土の均衡ある発展のためにも、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかるとともに、必要がある。

よって、国は次の事項を実現されること。

一、平成十四年度末に期限切れとなる離島振興法は、離島が国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に資するために重要な役割を果たしてきている。今後、離島自らが新しい国家的役割を果たすためにも、同法の改正・延長をはかると。

二、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、

建設工事保険

旅行傷害保険

自治会活動保険

各種損害保険・生命保険

全国町村会総合賠償補償保険制度  
全国町村会特定疾病保険制度

取扱い代理店

株式会社 千里 (ちさと) 里

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社22社  
生保 = アリコ・ジャパン

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ☎ 03-5512-4726(代)

福島 024( 558 )2980	長野 026( 285 )4764	岡山 086( 245 )4833	長崎 095( 823 )9583
千葉 043( 227 )2328	岐阜 0584( 73 )2761	広島 082( 844 )1067	熊本 096( 359 )1766
神奈川 045( 453 )7663	愛知 056( 81 )2072	山口 083( 928 )7886	宮崎 098( 32 )2789
北海道 011( 272 )8677	三重 059( 223 )2808	徳島 088( 624 )1603	鹿児島 099( 206 )1019
青森 0177( 38 )2915	奈良 0744( 29 )8281	福岡 092( 632 )9714	沖縄 098( 862 )2627
宮城 022( 275 )0891	島根 0852( 37 )2163	佐賀 0952( 29 )3145	

営業所(全国26か所)

地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

三、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

四、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路近代化建造にかかる財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

五、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

六、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となつているので、「離島航空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

七、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

八、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

九、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設に対する財政措置を充実すること。

一〇、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するな

ど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

一一、医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

一二、離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

三九、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消防力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よつて、国は次の事項を実現された

一、税財源の充実・強化

(1) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有していることから、その一〇分の七が関係市町村に交付されている。また、身障者、高齢者等に対しては、現在でも既に様々な軽減措置が講じられているところである。

財政に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税は、地域振興をはかる上でも重要な役割を果たしているため、本税の充実確保をはかること。

(2) 入湯税の税率を引き上げること。

(3) 観光客によつて消防、清掃等に多額の経費が必要になつてい

ることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

二、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよつ、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあつては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよつ配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

三、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消防力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

四、新ウェルカムプラン21に基づく

訪日観光倍増に向けた取組みを行うにあつては、特に地方における外国人の来訪促進施策を充実強化することにより、観光所在町村の国際化と活性化をはかること。

五、高齢者・障害者等が快適かつ安心して国内の観光地を周遊できる環境を整備する観光地バリアフリー化整備事業を行うこと。また海外に対して日本の観光魅力を情報発信するための観光宣伝事業を推進すること。

四〇、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件下で、治水・利水、国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担つており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よつて、国は次の事項を実現された

一、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムの全てに第九条の特例を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建について、起業者の責任を明確化するなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象ダムの範囲を拡大するとともに、現

行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の運営に対する国の税財政上の援助措置を強化するとともに、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) 安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、環境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域の活性化をはかるとともに、地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

二、水資源開発の推進

(1) ウォータープラン21を踏まえるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生じた場合、ダム使用権又は水利権を優先的に取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質管理体制の充実強化および下水道整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工涵養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化すること。

(5) 水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林の対策を強化すること。

四一、産炭地域対策の推進

現行の石炭政策は、「石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「石炭関連整備法」とする)の成立に伴い、平成十三年度末をもって終了となるが、産炭地域の

中には、今なお、過去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化等多くの問題を抱え、社会的・経済的に極めて厳しい状況にある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、激変緩和措置の確実な実施

平成十四年度以降における「石炭関連整備法」に基づく以下の激変緩和措置の実施に当たっては、産炭地域の今後の自立・発展に資するよう地元の実情を十分配慮すること。

(1) 鉱害復旧およびばた山災害対策

(2) 炭鉱離職者の雇用対策

(3) 市町村が行う特定公共事業に対する国庫助成

二、地方交付税の特例措置の継続

地方交付税の算定に際し、平成十四年度以降においても、現行の普通交付税における産炭地補正と同様な地方財政上の特例措置を継続すること。

四二、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいつく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるための各種施策を推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

い。

一、鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したリサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

二、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。

三、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

四三、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成十四年三月に効力を失うこととなるが、課題の解決に向けた取り組みを積極的に行うことが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

い。

一、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策」(政府大綱)において、法的措置、行財政措置を講じることとされた事業をはじめ、人権教育・啓発にかかるとる事業を推進するため、引き続き

必要かつ十分な予算措置を講じ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかること。

二、人権侵害の防止および被害の救済に関する法的措置を講じることととも、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

三、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。また、実質的に返済が不可能な、「本人死亡」、「行方不明」に係る滞納債権については、全額国で措置すること。

四、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

五、地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法、ならびに町村から地域に払い下げる場合の方策等について、早急に明確にすること。

四四、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

四五、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)  
**シングル** 131室 8,500円より  
**ツイン** 18室 16,000円より  
 8～16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。  
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど  
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

**シングルA** 6,800円(通常料金 8,500円)

**ツインA** 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分  
 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分  
 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分  
 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分  
 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】  
 有楽町線・半蔵門線・南北線  
 「永田町駅」3番出口徒歩1分  
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・島根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号